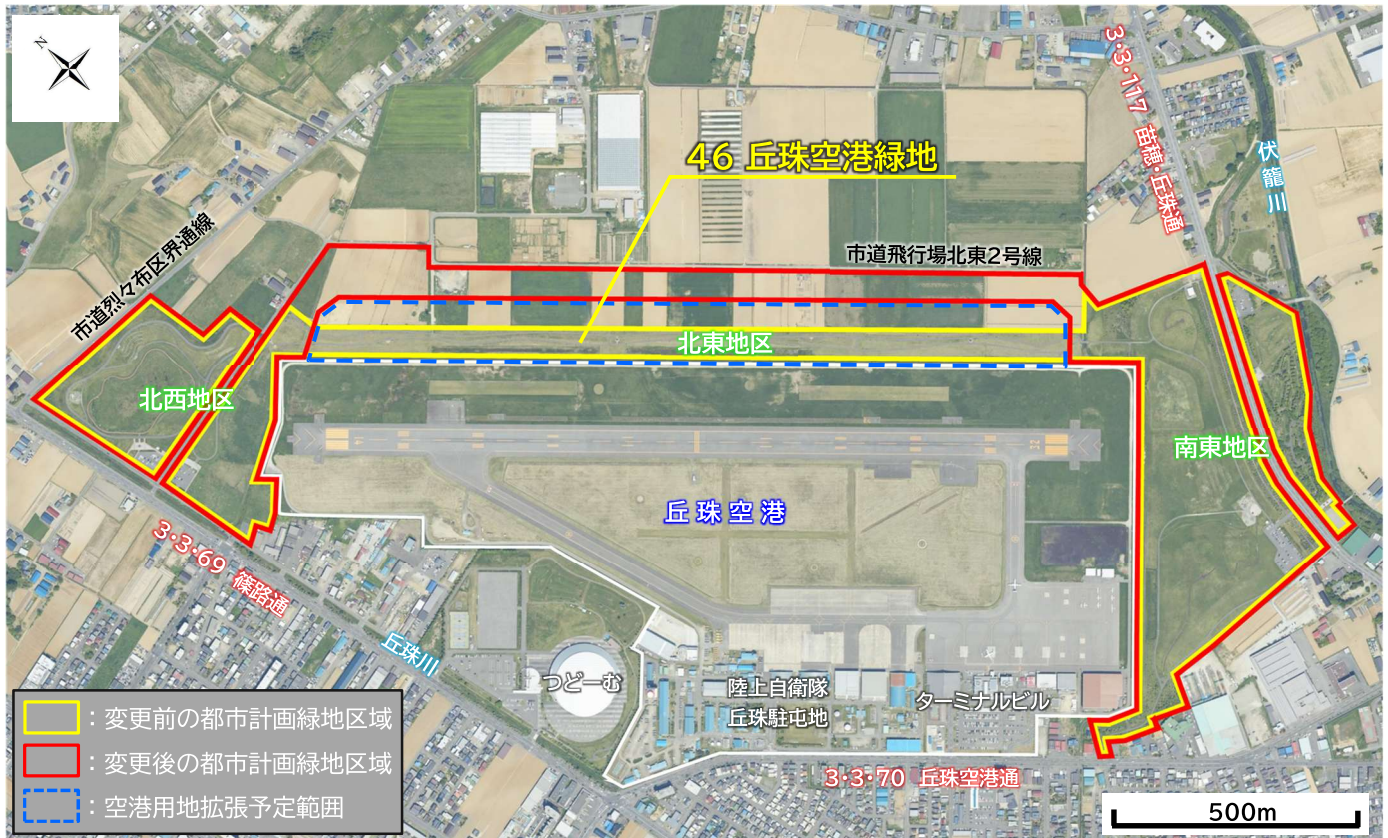


□46号 丘珠空港緑地について



空中写真（令和7年撮影）

1 都市計画変更の概要

46号 丘珠空港緑地の区域及び面積の変更

- ・住所：東区丘珠町、栄町
- ・面積：約 52.4ha を約 52.8ha に変更（約 0.4ha の拡大）

2 都市計画変更の経緯・理由

(1) 丘珠空港緑地について

46号丘珠空港緑地は、札幌中心部から北東に約6kmのところに位置しており、丘珠空港を取り囲む形で配置され、北西地区・北東地区・南東地区の3つの地区で構成された緑地である。

札幌市が平成11年3月に策定した「丘珠空港周辺のまちづくり構想」に基づき、航空機による地上騒音や空港周辺地域の風雪害防止等の緩衝機能に加え、地域のレクリエーションの場を提供することを目的として、平成13年に南東地区（約27.1ha）が都市計画決定された。

その後、平成18年に区域の拡大に伴い、北西地区及び北東地区（約25.3ha）の都市計画変更が行われた。

（２）丘珠空港の安全運航の確保について

本緑地が隣接する丘珠空港は、防衛省と国土交通省が管理する共用空港であり、民間航空機が利用する他、陸上自衛隊丘珠駐屯地が所有するヘリコプター（自衛隊機）の飛行訓練が行われている。

丘珠空港の運用においては、民間航空機が離着陸する際、安全確保のため自衛隊機が訓練を一時中断し着陸する措置が取られている。

近年の丘珠空港では、就航路線の増加に伴い運航便数が増加してきており、民間航空機の円滑な運航と自衛隊機の訓練の両立を図りながら空港敷地内での安全運航を確保していくことが、重要な課題となっている。

そのため、札幌市では、令和７年３月に策定した「札幌丘珠空港と周辺地域の共生に関する基本構想」に基づき、民間航空機と自衛隊機の物理的な距離を確保するため、丘珠空港緑地の北東地区を中心とした空港用地の拡張を想定し、防衛省等との協議を進めてきたところである。

また、基本構想では「丘珠空港緑地の緑地機能の維持・向上」を必要な取組のひとつに位置付けており、空港用地の拡張に伴い、緑地機能を確保するため、緑地の新規整備等を検討することとしている。

（３）丘珠空港緑地の都市計画変更について

現緑地が有している緩衝機能やレクリエーション機能（園路・休憩施設等）を確保するため、区域及び面積を変更する。